



お知らせ

消費者月間街頭キャンペーンを実施

問 谷和原庁舎市民サポート課 ☎58・2111（内線3201）

行動しよう消費者の未来へ

（安心・安全な社会に）

5月の消費者月間にあわせ、5月18日の早朝、つくばエクスプレスみらい平駅前で、被害防



キャンペーンの様子



お知らせ

谷和原庁舎の改修工事をを行います

問 伊奈庁舎財政課 ☎58・2111（内線2205）

【工事期間】

7月上旬～平成30年2月下旬

市では谷和原庁舎の老朽化に伴い、庁舎の屋根および外壁の改修工事を実施します。

工事期間中は、工程や内容により、駐車場の位置やコミュニケーションバスの停留所が変更になることがあります。随時、案内看板などでお知らせいたします。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



お知らせ

自衛官募集相談員を委嘱しました

問 伊奈庁舎安心安全課 ☎58・2111（内線2504）

止への街頭啓発活動を実施しました。当日は、消費者団体として活動している「つくばみらい市くらしの会」の皆さんのご協力の

下、通行者に悪質商法や詐欺の被害防止を訴え、啓発チラシとグッズを配りました。また、買物や契約などで困ったときには消費生活センターに相談するよう呼びかけました。◎消費者ホットライン ☎188 身近な消費生活相談窓口につながります。

市では5月15日、自衛官募集相談員として、鈴木邦彦さん（小絹）、稲葉茂さん（青古新田）、大藤弘至さん（福岡）、青木一郎さん（板橋）の4人を委嘱しました。自衛官募集相談員とは、自衛官志願者に関する情報の提供、自衛隊地方協力本部の

行う自衛官募集の広報活動への支援や、防衛意識の普及などにも貢献していただくなど、重要な役割を担われています。



▷委嘱状を手にする自衛官募集相談員の皆さん

くらしのQ&A

原野商法の二次被害

Q

「原野商法」の二次被害が多いと聞きましたが、どのようなことですか？（70代・男性）

A

「原野商法」とは、「値上がりする」などといって、ほとんど価値のない原野や山林を高値で売りつける商法をいいます。「二次被害」とは、一度被害に遭った人に新たな契約を持ちかけ、再び被害を生むことをいいます。

「原野商法の二次被害」では、業者が「以前購入した土地が高く売れる」などと勧誘し、測量や整備の契約を勧めたり、「将来は太陽光発電の会社を買収するので、別の山林を一旦購入し併せて売れば高く売れる」などと新たな土地の購入を持ちかけたりします。

本当に売却できますか？

「土地を売りたい人がいる」「高値で売却できる」などという業者のセールストークはうのみにせず、現地を確認し、契約内容については必ず書面で説明を求めましょう。

契約を検討する場合は、その土地がある自治体などに土地の状況を問い合わせる情報を収集し、不審な点があれば契約しないようにしましょう。

おかしいと気づいたり、トラブルにあつてしまったら、消費生活センターにご相談ください。

消費生活センターイメージキャラクター『まみりん』



問 市消費生活センター（谷和原庁舎1階） ☎25 3288